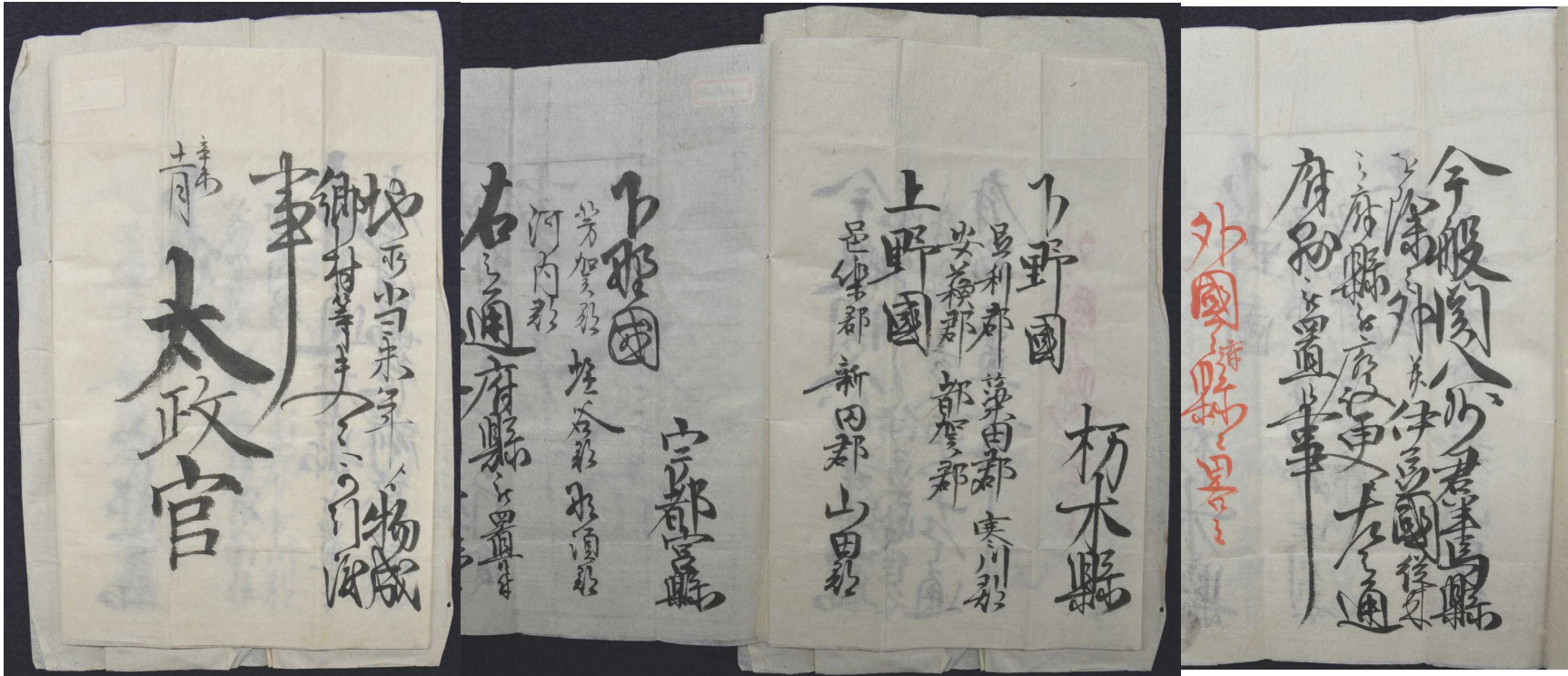


栃木県の成立の歴史を考える



「廃藩置県」

(当館寄託 鮎瀬健一家文書)

【釈文】

今般関八州群馬県  
を除之外并伊豆国従来  
之府県被廢、更二左之通  
府県被置候事

(朱書き)

外国之府県者略ス

栃木縣

栃木縣

下野國

下野国

足利郡 梁田郡 寒川郡  
安蘇郡 都賀郡

足利郡 梁田郡 寒川郡  
安蘇郡 都賀郡

上野國

上野国

邑樂郡 新田郡 山田郡

邑樂郡 新田郡 山田郡

宇都宮縣

宇都宮縣

下野國

下野国

芳賀郡 塩谷郡 那須郡  
河内郡

芳賀郡 塩谷郡 那須郡  
河内郡

右之通府県被置候事

右之通府県被置候二付  
廢府県従前管轄之

地所、当未年方物成  
郷村等夫々可引渡

事

辛未

十一月

太政官

太政官

## 【大意】

今度、群馬県を除く関東ならびに伊豆国は、これまでの府県を廃止し、改めてそれにかわり左のとおり府県を置くこと。

## ※朱書部分

下野以外の国については省略する  
栃木県

その管轄となるのは、下野国の  
足利郡、梁田郡、寒川郡、安蘇郡、  
都賀郡の五郡

さらに上野国の

邑楽郡、新田郡、山田郡の三郡

宇都宮県

その管轄となるのは、下野国の  
芳賀郡、塩谷郡、那須郡、河内郡  
の三郡

右のとおり府県を置くので(下野には、栃木・宇都宮の二県を置くので)、廃止となる府県がこれまで治めていたところは、今年からは諸税やそれを納める村々を新たに設置された府県に引き継ぐこと。

明治四年(一八七二)十一月 太政官

## 【史料の説明】

明治四年(一八七二)年七月一四日、明治政府は全国の藩を廃して府県に統一する「廃藩置県」を実行しました。旧藩がそのまま県となったこの段階での全国の府県数は三府三〇二県にも及んでいました。同年一月にはこれらが三府七二県一使(北海道)に統廃合されます。統廃合はその後も各県ごとに進められていきました。

栃木県の状況について見てみると、七月一四日に成立したのは、旧幕府領、旗本領、日光山領、さらに下野諸藩から県に転じたものが一〇県、他には他国の藩の飛び地からのものが二〇県でした。その四か月後の十一月には、これらの諸県が、栃木県と宇都宮県に統合されました。この時の整理・統合は、郡をまとまりとして、栃木県と宇都宮県に振り分けられました。本史料は、この二県に整理・統合することを指示した太政官からの通達です。ここに初めて、県名としての「栃木県」が成立することになりました。さらにこの二県は、明治六年(一八七三年)六月一五日に、宇都宮県を廃し栃木県に統合され、現在の栃木県が成立しました。

史料からは、明治四年一月の段階での県の成立過程が確認できるばかりではなく、県名に「栃」が使われていること(県が「栃」の字に統一したのは明治一二年)や、この段階では上野国(群馬県)の三郡が含まれていたこと(この三郡が栃木県から群馬県に所管替えとなるのは明治九年)などを読み取ることができます。

